

監査公表第 551 号

財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 19 年 2 月 13 日

京都市監査委員 青 木 善 男
同 久 保 省 二
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

1 平成 17 年度財政援助団体等監査（平成 18 年 5 月 26 日監査公表第 538 号）

（総務局 - 1）

監 査 の 結 果
1 財団法人京都市職員厚生会 a 団体関係 財団法人京都市職員厚生会会計規程によると、契約については、京都市の例に準ずるとされているが、1 件 10 万円を超える随意契約について、業者の選定理由を明記せずに、1 社のみの見積書で随意契約を締結しているものがあった。 1 件 10 万円を超える随意契約については、見積合わせを行うか、見積合わせを行わない特別な理由があるときは、業者の選定理由を明記されたい。

講 じ た 措 置
財団法人京都市職員厚生会に対し指導を行った結果、同会から、契約については、京都市の例に準じ、1 件 10 万円を超える随意契約は、見積合わせを行い、見積合わせを行わない特別な理由があるときは、業者の選定理由を明記するよう改めたとの報告を受け、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

4 京都市東温水プール管理運営協議会

(ア) 所管課関係

b 本件補助金について、運営協議会の事業収支に余剰があったにもかかわらず、精算をしていなかった。

補助金は交付された年度ごとに精算されるべきものであり、収支決算報告書に基づき適正に精算をされたい。

講 じ た 措 置

補助金の精算については、平成 17 年度から収支決算報告書に基づき適正に精算を行うよう改めた。

監 査 の 結 果

6 第 36 回日展京都展実行委員会

(ア) 団体関係

第 36 回日展京都展実行委員会事務局規程によると、契約事務については、京都市契約事務規則に準じて適正な執行を図るとされているが、履行確認を行って
いなかったものなど、京都市契約事務規則に準じる取扱いを行っていなかったもの
があった。

契約事務について、京都市契約事務規則に準じる取扱いを行われたい。

講 じ た 措 置

第 36 回日展京都展実行委員会事務局に対し指導を行った結果、同事務局から、複
数の職員による契約の履行確認を徹底するとともに、支出決定書を契約決定書兼支出
決定書に改め、京都市契約事務規則に準じる取扱いとする旨の報告を受け、その内容
を確認した。

監 査 の 結 果

8 財団法人世界人権問題研究センター

(ア) 団体関係

a 研究センターが平成 17 年 3 月 31 日付けで提出した平成 16 年度研究センター運営費補助金変更交付申請書に記載された交付申請額の算定を誤っていたため、補助金の交付額が約 15 万円過大となっていた。

過大となっている補助金を返還するとともに、交付手続を適正に行うなど、適正に事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

財団法人世界人権問題研究センターに対し指導を行った結果、過大となっている平成 16 年度補助金 151,903 円の返還請求手続を行い、平成 18 年 5 月 18 日に収入した。

監 査 の 結 果

8 財団法人世界人権問題研究センター

(ア) 団体関係

b 補助金交付決定書に記載されている交付条件として、事業終了後は直ちに収支計算書を提出することとされているが、収支計算書を京都市に提出していなかった。

事業終了後に補助対象事業の実施状況及び収支を記載した収支計算書を含む事業完了報告書を直ちに提出されたい。

講 じ た 措 置

財団法人世界人権問題研究センターに対し指導を行った結果、同センターから事業完了報告書が提出されたので受理し、事業の完了及び補助金交付金額が適正であったことを確認した。

監 査 の 結 果

9 財団法人京都市立浴場運営財団

(ア) 団体関係

高齢者等入浴券については、四半期ごとに各浴場へ前渡し、残枚数が生じた場合には浴場運営財団事務局に返還することとなっている。高齢者等入浴券の保管状況を見たところ、各浴場への前渡しの記録、各浴場から提出された支給枚数及び返還枚数の報告書は保管されていたが、高齢者等入浴券の保管状況を記録する台帳等は作成されていなかった。

台帳等を整備して入浴券の管理を徹底されたい。

講 じ た 措 置

財団法人京都市立浴場運営財団に対し指導を行った結果、同財団から各月毎における保管状況を記録する台帳等の整備を平成 18 年度から行ったとの報告を受け、その内容を平成 18 年 8 月 1 日に確認した。

監 査 の 結 果

9 財団法人京都市立浴場運営財団

(ア) 団体関係

c 市立浴場設備の点検委託については、点検項目を重複して契約していたもの、委託業務の履行確認を浴場運営財団職員が行っていなかったもの、委託契約書に記載されている委託事項の履行がされていなかったもの、受託業者でない他の業者からの報告がされていたものなどの事例があった。

委託に当たっては、契約内容を整理するとともに、履行確認を徹底されたい。

講 じ た 措 置

財団法人京都市立浴場運営財団に対し指導を行った結果、市立浴場設備の点検委託については、平成 18 年度から契約内容を見直し、実態に合った契約を行うとともに、委託業務の履行確認については、浴場運営財団職員が行ったうえ、作業完了等報告書に確認印を押印するなど、履行確認を確実にを行うよう改善したとの同財団からの報告を受け、その内容を平成 18 年 8 月 1 日に確認した。

監 査 の 結 果

10 京都シティハーフマラソン実行委員会

(ア) 団体関係

a 京都シティハーフマラソン実行委員会事務局等規程によると、マラソン実行委員会の出納その他の会計事務は、京都市会計規則及び京都市契約事務規則の例によるとされているが、契約事務について、随意契約をする理由及び契約の相手方を選定する理由を決定書に記載せずに随意契約を締結していたものや履行確認を行っていなかったものなど、京都市契約事務規則に準じる取扱いを行っていなかったものがあった。

契約事務について、京都市契約事務規則に準じる取扱いを行われたい。

講 じ た 措 置

京都シティハーフマラソン実行委員会に対し指導を行った結果、同会から、随意契約締結の際には、随意契約理由及び委託先選定理由を決定書に記載すること、また、契約の履行の際には履行確認を行うなど、契約事務全般に関し、京都市契約事務規則に準じる取扱いを行うよう改善したとの報告を受け、その内容を平成 18 年 8 月 1 日に確認した。

監 査 の 結 果

10 京都シティハーフマラソン実行委員会

(ア) 団体関係

b タクシーチケットについて、マラソン実行委員会の業務以外の用途に使用されていたもの及び使用報告を行っていなかったものがあった。

タクシーチケットの使用の在り方を見直すなど、適正に事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

京都シティハーフマラソン実行委員会に対し指導を行った結果、本件については、大会開催に当たって協力している関係者及び関係団体に当日の交通費相当分として交付していたものであり、使用報告書の提出を求めていなかったが、タクシーチケットの使用の在り方を見直し、今後、関係者及び関係団体には、タクシーチケットを交付しない取扱いとしたことを平成 18 年 8 月 1 日付けで同委員会から報告を受けた。

監 査 の 結 果

10 京都シティハーフマラソン実行委員会

(ア) 団体関係

- c 物品会計について、取扱いを定めたものがなかった。
物品会計に係る規定を定められたい。

講 じ た 措 置

京都シティハーフマラソン実行委員会に対し指導を行った結果、平成 18 年 8 月 1 日付けで「京都シティハーフマラソン実行委員会物品会計細則」を定め、今後はこの規定に基づき事務処理を行うことを、平成 18 年 8 月 1 日付けで同委員会から報告を受けた。

監 査 の 結 果

10 京都シティハーフマラソン実行委員会

(1) 所管課関係

京都シティハーフマラソン大会の運営に際し、本市職員が休日に勤務しているが、その職員に対して昼食を提供していた。職員の大会運営への従事は勤務と位置付けられていることから、昼食を提供することは適切と認められない。

大会当日の運営に従事する本市職員に対する昼食の提供を取り止められたい。

講 じ た 措 置

次回開催の京都シティハーフマラソン大会から、大会当日の運営に従事する本市職員に対する昼食の提供は行わないこととした。

監 査 の 結 果

11 株式会社京都産業振興センター

a 団体関係

(c) 京都市勧業館の管理委託に関する契約書によると、振興センターは委託業務執行計画書を提出し、具体的な業務の執行計画及び同業務の執行に必要な経費の見込みを明らかにすることとされているが、その計画書が提出されていなかった。

契約に定められた委託業務執行計画書を提出されたい。

講 じ た 措 置

委託業務執行計画書の提出については、指定管理者制度の導入に伴い、委託業務執行計画書と同等の内容を確認できるものとして事業計画書の提出を求めることに変更しており、平成 18 年度の事業計画書については、具体的な業務の執行計画や必要な経費の見込みをあらかじめ把握するため、達成目標、利用促進対策の充実のための具体的取組などの記載に併せて収支予算案を提出させた。

監 査 の 結 果

12 財団法人京都市中小企業支援センター

(ア) 所管課関係

a 中小企業経営資源強化対策費等補助金について、補助金交付要綱によると、事業実績報告書が提出され交付すべき補助金の額を確定した後、確定額を支援センターに通知し、既にその額を超える補助金が交付されているときは、超える部分の返還を命じ、また、一定期間内に返還金の納付がないときは延滞金を徴することとされているが、補助金の精算事務において重要な事項であるにもかかわらず、確定額の通知及び返還命令が口頭で行われていた。

支援センターに確定額を確実に通知し、また、補助金の返還期限を明確にするためにも、確定通知及び返還命令は書面により確実に行うよう、改善されたい。

講 じ た 措 置

中小企業経営資源強化対策費等補助金について、平成 17 年度から文書による補助金確定額の通知及び返還命令を実施した。

監 査 の 結 果

12 財団法人京都市中小企業支援センター

(ア) 所管課関係

b 中小企業経営資源強化対策費等補助金について、補助金交付要綱の一部の項目で補助対象経費の範囲が明確に規定されていなかった。

補助対象の範囲が明確でない補助金は、補助金を受けた団体の効率的でない経費の支出につながるおそれのあることから、補助金交付要綱を見直すなど、補助対象とする経費の範囲を明確にされたい。

講 じ た 措 置

中小企業経営資源強化対策費等補助金については、国庫補助金の廃止に併せて平成18年3月31日付けで中小企業経営資源強化対策費等補助金交付要綱を改正し、旧国庫補助金の交付要綱に準じて整備されていた各規定、補助対象経費別表、様式等を全面的に整理し、補助対象経費を明確に規定した。

監 査 の 結 果

15 京都・花灯路推進協議会

(ア) 団体関係

a 京都・花灯路推進協議会経理規程によると、資金前渡金については、資金前渡出納簿を備え、収支を管理することとされているが、資金前渡出納簿を作成していなかった。

資金前渡金については、資金前渡出納簿を作成したうえ、出納のつど記載し、管理の状況が明らかとなるようにされたい。

講 じ た 措 置

京都・花灯路推進協議会に対し指導を行った結果、同会から、資金前渡金については、資金前渡出納簿を作成したうえ、出納のつど記載し、管理の状況が明らかとなるよう改めたとの報告を受け、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

15 京都・花灯路推進協議会

(ア) 団体関係

- b 支出決定書兼命令書については、検収済印欄があり、履行の確認をしたときに押印する様式になっていたが、検収済印が押印されていなかった。
履行確認時に検収済印欄へ押印し、履行の確認を明確にされたい。

講 じ た 措 置

京都・花灯路推進協議会に対し指導を行った結果、同会から、支出決定書兼命令書については、履行時に必ず支出決定書兼命令書の検収済印欄に押印し、履行の確認を明確にするよう改めたとの報告を受け、その内容を確認した。

2 平成 16 年度財政援助団体監査（平成 17 年 5 月 16 日監査公表第 521 号）

（文化市民局 - 1）

監 査 の 結 果
<p>1 祇園祭協賛会</p> <p>ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認めたが、会計に係る事務局体制が整備されておらず、団体の会計手続については会長が指名する幹事が処理を行っていた。</p> <p>会計事務を適切に行うため、決裁方法、担当者の選任方法など会計処理に係る体制を検討されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>祇園祭協賛会に対し指導を行った結果、同会から会計に係る体制を整備するため、平成 18 年 5 月 29 日付けで会計規則を定めたとの報告を受け、その内容を確認した。</p>

監 査 の 結 果

8 社団法人京都府歯科医師会

- (1) 学童う歯対策事業に関する補助金は、当該事業実施に伴い社団法人京都府歯科医師会が実施する指導、研修等に必要な経費を補助するものであるが、事業実施後数十年が経過しており、補助事業の効果確認が必要である。
補助金の見直しについて検討されたい。

講 じ た 措 置

学童う歯対策事業については、一定の効果を挙げたと思われることから、平成 17 年度末をもって補助金の交付を廃止した。

3 平成 16 年度出資団体監査（平成 16 年 8 月 23 日監査公表第 507 号）

（文化市民局 - 1）

監 査 の 結 果
<p>財団法人京都市女性協会</p> <p>京都市女性総合センターの施設の使用料については、京都市女性総合センター条例（以下「センター条例」という。）で定められている。</p> <p>しかしながら、施設の設置目的以外の使用については、センター条例には定めがないため、京都市公有財産及び物品条例（以下「公有財産条例」という。）に基づき、行政財産の目的外使用として、その使用を許可している。</p> <p>この施設の設置目的以外の使用に関する事務について、</p> <p>(1) 使用料は、公有財産条例に基づき制定した京都市女性総合センター会議室等に係る目的外使用許可に関する要綱（以下「要綱」という。）により定めているが、センター条例に定める料金の倍額としており、算定根拠が不明確であった。</p> <p>(2) 使用料は、時価、取得価額、減価償却額等を踏まえて決定することとされているが、平成 9 年 4 月に要綱が施行されて以降、一度も使用料の見直しを行っていないかった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>また、同じ施設でありながら、使用目的によって使用料の根拠となる条例が異なっており、使用料がわかりにくくなっているため、施設の設置目的以外の使用料についても、センター条例で定めるなど明確になるよう検討されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>施設使用料については見直しを行い、平成 17 年 4 月 1 日付けで改定した。</p> <p>また、目的外使用許可に関する要綱については平成 18 年 3 月末をもって廃止し、施設の設置目的以外の使用料についてもセンター条例に基づき徴収するよう改めた。</p>

（監査事務局第二課及び同事務局第三課）